

文書の概要

本書は、私の母とその元婚約者（以下「X氏」）の「金銭トラブル」について概要、本文（「1」～「8」）脚注（[注1]～[注36]）からなります。以下1～4頁までが概要になります。

「1」はじめに（p.1）

本書の目的は、「私や母とX氏との間の実際の経緯を明らかにして「金銭トラブル」の誤った情報を訂正することにあります。

「2」公表の理由（p.1）

先ず、母が令和元年（2019年）5月から昨年（令和2年、2020年）11月までX氏と話し合いを続けてきた事実と私が「金銭トラブル報道」に一部の例外を除いて「積極的に誤った情報の否定や積極的な反論をしない」対応を続けてきた理由を説明し、そのうえで、今回本書を公表するに至った理由を説明します。

X氏のプライバシーを必要以上に晒すべきでなく、「お互いの認識について話し合い、理解のうえで解決する」（それまでの経緯は「3」ご参照）には上記の対応が最も適当と判断しました。なお、「一部の例外」もあります。

本書の公表は、秋篠宮皇嗣殿下の令和2年（2020年）11月30日のお誕生日の会見をうけ、私や母がどのような対応をしてきたかを一定の範囲で「見える形」にするべきだと判断したことと、同日にX氏が独占取材に答えたとされる記事が発売されたことが理由でした。

母とX氏は話し合いを続けていましたが、X氏の一方的な話が記事になり、その内容の多くが事実ではなかったことから、このまま否定や反論を一切することなく話し合いを続けることは困難であると判断しました。

「3」基本的な方針について（p.1～p.3）

平成29年（2017年）に報道が出た後、私と母が、基本的にどのような方針に基づいて「金銭トラブル」に対応してきたのかを鋭明します。

これは「借りたお金であろうがなかろうが一括でお金を渡せば済むのになぜそうしないのか」といった今まで何度も報道されてきた疑問への答えにもなります。

報道が過熱していくなかで、X氏には過去にお世話になったこと、早期に解決すること等を考えると、たとえ報道されている内容の多くが事実でないとしても、解決金をお渡しするのが最もよいのではないかと考えたこともありました。しかし、あらゆる可能性を考えたうえで、「何の話し合いもせずにお金をお渡しする」ことは選択せず、「X氏とお互いの認識についてきちんと話し合い、ご理解を得たうえで解決する」ことを選択し方針としました。

それからは、一貫して「そのためにはどうすればよいか」を優先し対応を考えてきました。具体的には、本文に書いています。なお、X氏が婚約を破棄された際に母に言われた「返してもらおうつもりはなかった」との言葉を録音した音声データが存在することも言及しています。

「4」平成31年（2019年）1月22日に文書を公表した理由及び同文書の誤解されている

点について (p. 3)

「3」で述べた方針の例外と言える、同文書の公表理由を説明します。また、同文書の「経緯鋭明」が十分に具体的ではない理由と、同文書の誤解されている点について説明します。

同文書は、母とX氏という一般人同士の事柄が私と眞子様の結婚というより大きな話題に発展してしまっている状況においては、何の発信もしないまま話し合いを始めて沈黙し続けるわけにはいかなかったため、私と母の認識を一定の範囲で説明せざるを得ないため公表したものです。しかし、同文書の内容が誤解されて報道されることが多いため、同文書の意図を改めて説明したうえで、私が同文書で金銭に関することは「解決済みの事柄である」「贈与を受けたのだから返さなくてよい」「もらったものだから返済しなくてよい」といった主張をしているとの報道は誤解であると説明するとともに、そのような誤解を招くことになった原因を推測し書いています。

「5」「金銭トラブル」に対する私と母の認識について (p. 4～p. 6)

平成22年(2010年)9月に母とX氏が婚約する際、また婚約して以降、さらにはX氏が婚約を破棄された際やその後、私や母がX氏とどのようなやり取りをしてきたのか、そしてその結果、私と母が「金銭トラブル」に対してどのような認識を持ったのかについて、具体的に説明します。

(1) 平成22年(2010年)9月初めに婚約する際の、母とX氏の「やり取り」について

(2) 平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災をきっかけに、X氏が金銭の支援をされるようになったことについて

(3) 平成24年(2012年)9月13日に母がX氏から婚約を解消された際に2人が交わしたやり取りについて、特に、このとき母がX氏に支援を清算させていただきたいと伝えたと、X氏から「返してもらおうつもりはなかった」といわれたこと/そのため、母は婚約解消にあたって2人の間でお金をやり取りする必要はなくなったと理解したことについて

(4) 平成25年(2013年)8月、突然、母がX氏から「返してもらおうつもりはなかった」という言葉を翻して交際していた期間に負担した費用の返済を求める手紙を受け取ったことと、これに母が回答した際に交わしたやり取りについて

(5) その後はX氏から連絡はなく、偶然に会っても金銭の話題が出ることもないまま数年が経ったことから、私も母もX氏から交際期間中に受けた支援については解決済みと思っていたことについて

(6) 同年12月12日以降、週刊誌の記事をきっかけに、一方的な話があたかも事実であるかのように連日報道される事態となり、私も母もたいへん驚き困惑したものの「3」での方針で対応すると決めたことについて

(7) 当時を振り返って思うことについて

というのが主な流れです。なお、(3)の言葉が録音された音声があること、その内容を説明していること、X氏からの支援について、報道内容が私と母の認識と著しく食い違いが目立つ形の報道を選び、その「食い違い」を説明しています。

「6」X氏との話し合いについて (令和元年(2019年)6月～令和元年(2020年)11月)

(p. 6—P. 10)

平成31年(2019年)の文書を公表した後、令和元年(2019年)5月から令和2年(2020年)11月までに、母とX氏との間で母の代理人を通じて行われた話し合いとその現状について説明します。

令和元年(2019年)5月からX氏との話し合いが始まりました。実際にどのようなことを話し合ってきたのか、可能かつ必要の範囲で具体的に説明します。

話し合いは、「交渉」の前段階に当たる、双方の認識の食い違いがどこにあるのかという点の整理・精査の段階で、X氏より、もう金銭を求めることはしないというご連絡があったことから「認識の食い違いの整理」段階で話し合いが途切れてしまっています。

(1) 平成31年(2019年)の文書を公表した同年1月22日、X氏に対して、過去の経緯等について認識に食い違いがあるのであれば、これを精査して食い違いを解消したいと連絡をしたこと／それに対するX氏からの応答が同年4月26日にあるから話し合いが始まったことについて

(2) 令和元年5月の2度にわたる記者(X氏との話し合いにあたりX氏の窓口を務めた記者)との面談の内容と、X氏との間にある認識の食い違いを解消させることを目的として3点のお願いをしたこと及びその理由について

(3) 令和元年(2019年)7月11日に行われたX氏との面談の内容、特に、そのときのX氏の発言内容／上記3点について順に整理していくことが確認されたことについて

(4) 令和元年(2019年)8月8日に行われたX氏との2回目の面談の内容、特にそのときのX氏の発言内容と上記3点を整理することがあらためて確認されたこと／その後はX氏から3点に対する回答がない状況が続いたことについて

(5) 令和元年(2019年)9月26日に、上記3点のうち、「解決するまでは母との話し合い内容を途中で公にはしないことを確約していただきたい」という要請には応じないという回答があったことについて

(6) 令和元年(2019年)10月30日、X氏から、上記3点のうち、「金銭のやり取りがいずれも貸付けであったということであれば、その日付及び金額並びにそれぞれどのような理由での貸付けであったと認識されているのか説明していただきたい」という要請に回答があったこと／それに対してこちらの認識と異なる認識が含まれていること及びその理由をX氏に伝えたことについて

(7) 令和元年(2019年)11月13日、X氏からその認識については「勘違いであった」という回答があり加えてもはや金銭の要求はしないしそのための話し合いは不要なのでやめたいと連絡があったこと／とはいえ、「決して解決したとは思っていない」とのことであったので、それでは解決するために、何をどうしたらよいのかと1年以上にわたり投げかけ続けたことについて

(8) その後の1年余り、「3」の方針を変えないで、X氏に、双方が十分に納得した形で解決する、あるいはそれに近づけるための方法を提示していただきたいと繰り返しお願いをし続けたことについて

(9) 令和2年6月にX氏が母と話し合いたいとのことで、X氏の要望に添うことが解決へ

近づくのであればと、同年9月、応諾の旨を伝え、上記3点のうちいまだ対応がない「私が平成31年（2019年）の文書で説明した私と母の認識について、X氏の認識と異なる点があるのかを確認し、あれば指摘してほしい旨の質問の回答をあらためて求めたところ、同年10月にX氏から「回答することはできない」旨の返事が来たため、X氏の「返してもらおうつもりはなかった」等の言葉についてX氏がどのような認識を持っているのかいまだに不明であること、そして同年11月1日に単なる顔合わせであれば意味のないことなので会う必要もないというX氏からの回答があったことについて

(10) (9) のやり取りと並行して、令和2年（2020年）2月以降、X氏から、お金の請求はしないことと話し合いが終了したことを世間に公表したいとのご連絡が繰り返しあったこと／同年10月に入ると同月末までには何らかのコメントを出す予定だというご連絡があったこと／それに対して、公表にあたって内容のすり合わせをしてこちらの了解を取っていただきたいと伝えたところ、X氏からそれらが必要だとは思わない旨の回答があったこと／そして11月30日に週刊現代の記事が掲載されたことについてというのが主な流れです。

「7」 11月30日に発売された週刊現代の記事について(p. 10～p. 11)

「2」で述べた、本文書を作成し公表する動機ともなった令和2年（2020年）11月30日発売の週刊現代の記事及び12月11日に発売された同週刊誌の記事に多くの事実ではない内容が含まれていたことについて具体的に説明します。

主に、記事ではX氏が金銭の支払いを求めないと話されていると掲載されている一方で、解決したとは思っていないと言われたことが一切触れられていないこと／令和2年（2020年）11月13日に眞子様が公表された文書がきっかけで支払いを求めないことを公表しようとするようになったという趣旨のことが書かれているが、実際には支払いを求めないという意思は既に1年以上前から示されており、公表したいという意思も11月13日より前の10月には既に明確に伝えられていたこと／そして、母とX氏との話し合いにおいて、小室家が一貫してX氏から受け取った金銭は借金ではなく贈与であるとし金銭問題は解決済みと主張してきた、という内容は事実とまったく異なることに言及していません。

「8」 おわりに(p. 11)

この文書を読んだ方は、様々な印象や感想を持たれると思います。X氏との話し合いのなかで行われたやり取りについては、母の代理人である上芝弁護士が担当したため客観的に整理した情報として受け止めていただけたと思いますが、平成31年（2019年）の文書を公表するまでの経緯として書いている内容は、録音をはじめとする記録はあるものの、多くは私や母の認識に基づいています。そのため、この文書は私と母の一方的な言い分を記したものだと思う人もいるかもしれません。それでも、色々な事情があったのだということを理解していただける人が1人でもあれば幸いです。

いつも温かいご厚情を賜り、御礼を申し上げます。

私小室圭の母とその元婚約者の方との過去の関係について、一昨年からご心配をおかけしておりたいへん申し訳ありません。これまでに多くの報道があったことについては承知しておりますし、私がこの問題について明確なご説明を差し上げてこなかったことで多くの方々にご迷惑をおかけする結果になってしまったことをたいへん心苦しく感じています。元婚約者の方との関係について母に代わってご説明したいと考え、このような方法をとらせていただきました。

私の母と元婚約者の方は、平成22年9月に婚約し、結婚生活を始める準備をしていました。母の再婚については私も嬉（うれ）しく思いましたし、私自身も元婚約者の方とはとても親しくさせていただきました。婚約期間中、元婚約者の方から金銭的な支援を受けたこともあります。当時、母も私も元婚約者の方とは既に家族のようにお付き合いしており、ご厚意にたいへん感謝しておりました。

平成24年9月、元婚約者の方から母に対して婚約を解消したいというお申し入れがありました。母は、突然の一方的な申し入れであり、また婚約を解消したい理由について明確なご説明をしていただけなかったことから憔悴（しょうすい）した様子を見せていましたが、最終的には元婚約者の方のお気持ちは変わらないと理解し、お申し入れを受け入れました。その際に母が婚約期間中に受けた支援については清算させていただきたいとお伝えしたところ、元婚約者の方から「返してもらうつもりはなかった」という明確なご説明がありました。支援や慰謝料の点を含めて金銭的な問題はすべて解決済みであることを二人は確認したのです。実際に婚約解消後しばらくの間は私や母が元婚約者の方から金銭の返還を求められることはありませんでした。ところが、婚約を解消して1年ほど経った平成25年8月ころ、母は元婚約者の方から交際していた期間に負担した費用の返済を求めのお手紙を受け取りました。婚約解消時の確認事項に反する突然の要求に驚いた母は、専門家に相談してアドバイスを受けるとともに、元婚約者の方と直接お目にかかって、ご要望には応じかねることとその理由をお伝えしました。母の話を聞いた元婚約者の方からは、私も専門家に相談して何かあればこちらから連絡しますという反応がありましたが、連絡が入ることはありませんでした。その後はご近所にお住まいだった元婚約者の方と自宅周辺で偶然お会いすることもありましたが、金銭の話題が出たことはありませんでした。

私の母と元婚約者の方との過去の関係は以上のとおりです。多くの報道において借金トラブルが残っているとされていますが、このような経緯ですから母も私も元婚約者の方からの支援については解決済みの事柄であると理解してまいりました。そのため、平成29年12月から元婚約者の方のコメントだとさ

れるものが連日報道される事態となり、私も母もたいへん困惑いたしました。
元婚約者の方のご意向を測りかねたからです。

報道されている問題に関する母と私の認識は以上のとおりですが、私も母も
元婚約者の方からご支援を受けたことには今も感謝しておりますので、今後は
元婚約者の方からご理解を得ることができるよう努めたいと考えております。

私は、現在、米国において勉学に勤（いそ）しむ機会をいただいております。
多くの方々に日々感謝いたしております。ご心配をいただいている方々
のご納得をいただけるよう努力を重ねる覚悟でおりますので、どうか温かく見守
っていただけますと幸いです。

平成31年1月22日

小室 圭